

邦人安全対策連絡協議会の開催結果について【メールマガジン 2020 年 2 月号から抜粋】

1 月 28 日（火）、当館において、当地の邦人団体や留学支援業者などの代表者にお集まりいただき、在留邦人・在外企業の安全確保について協議する「邦人安全対策連絡協議会」を開催し、当館による犯罪情勢に関する講義とともに、最近の事例などについて意見交換を行いました。そこで取り上げられた最近の事例について以下紹介しますので、安全対策の参考にしていただければ幸いです。

○ホームステイ、ファームステイを経験した学生が、ステイ先の家主からハグやキスをされた旨の申告があった。

○シェアハウスのオーナーにボンドを支払ったが、実際に来豪すると部屋が埋まったとして、入居できなかった上、ボンドの返還にも応じてもらえなかった。オーナーとは契約書も交わしておらず、ボンドも現金手渡しで領収書も徴していなかったため、結局泣き寝入りする羽目になった。

→ワーホリや学生で来豪された方のこうしたトラブルが多発しています。犯罪に該当する場合は警察や弁護士に相談してください。また以下のリンクにおいて NSW 州がシェアハウスに関する注意事項やトラブル発生時の相談先についてまとめていますので是非お読みください。

<https://www.tenants.org.au/factsheet-15-share-housing>

○20 代前半の女性が、SNS で知り合い親しくなった米兵を名乗る男から、「君と結婚したい」「君に結婚資金として高価な宝石を送ったが、税関で差し止められてしまった」「この宝石の没収を免れるには先方に手数料を送る必要があります、そのお金を立て替えてほしい」と言われ、男が指定した口座に 100 万円以上を振り込んだ詐欺被害に遭った。

→先月号のメルマガで取り上げた「ロマンス詐欺」の典型例です。オンラインでしか会ったこともない者に送金したり、個人情報を教えたりしないようにしましょう。

○スリの被害に遭ったが、現金だけを抜き取った後財布を戻す手法であったため、被害に気づくのが遅れた上、警察に届けても証拠がないとして取り合ってもらえなかった。

→被害に遭った後での立証は困難な場合があります。特にスリの場合、貴重品は肌身離さず携行し、常に意識を向けることで被害に遭わないようにすることが大切です。

◎同協議会における当館による講義資料「NSW 州における犯罪情勢と詐欺対策」を当館ホームページに掲載しました。安全対策の参考にしていただければ幸いです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety.html